

生物化学テロ対策の推進状況

平成13年11月8日に決定された生物化学テロ対処政府基本方針の5項目に基づき、政府の対策の推進状況は以下のとおり。

感染症対策、ワクチン準備等の保健医療体制の強化

感染症発生動向調査の励行等

- ・ 平時から行われている感染症発生動向調査に加えて、異常な発生動向の早期の察知を行える体制の確立。
- ・ 警察、消防と保健・医療機関等との緊密な連携による、不審な発病等に関する連絡体制の強化。

医薬品等の確保

- ・ 生物化学テロを念頭に、炭疽の治療に用いる抗生物質をはじめ必要となる医薬品等について、国内在庫を確認。
- ・ 国立大学病院に対して、緊急時に必要な医薬品の確保を要請。
- ・ 天然痘ワクチンの備蓄を行い、相当量を確保。
- ・ 天然痘テロ発生に備え、天然痘ワクチンを優先して事前接種することとなる医療従事者・警察等の初動対処要員の人数について把握。

救急医療体制の点検・整備

- ・ 救急医療体制の点検・見直し、必要な資機材及び連絡体制の確認、救命救急センター及び災害拠点病院の空床情報の把握。
- ・ 救命救急センター等における検査・除染設備等の配備を推進。

医療関係者への情報提供・注意喚起

- ・ 日本医師会の協力を得て、炭疽などを含む感染症の診断、治療に関し、医療関係者等に対して情報提供。発生に対する注意を喚起。
- ・ 感染症の治療担当病院を対象にテロ対策等の研修を実施。
- ・ 国立大学病院に対して、感染症、生物・化学剤の情報提供、発生時の被害者対応への備えを注意喚起。

保健医療他関係機関間の連携、発生対処等の強化

都道府県等における体制の整備

- ・ テロ対策本部の設置等により、都道府県が中心となって、市町村、消防、警察、自衛隊及び医療機関などとの情報の共有、連携、薬剤・資機材の保有状況の把握等についての体制整備を図るよう、都道府県に対して要請し、全都道府県政令市において体制が整備。
- ・ 平成16年6月に国民保護法が制定され、国民保護計画について、平成17年度中に都道府県において作成が終了し、平成18年度中には市町村で作成される予定で、さらにテロを想定した訓練が各地で実施されるなど大規模テロへの対応体制が整備。

不審な郵便物等への対処

- ・ 炭疽菌等を包有していると疑われる郵便物が見つかった場合の対処法を各郵便局に徹底。
- ・ 不審な郵便物が発見された場合の対応要領の周知と地域における連携体制（警察、衛生部局等）の整備。
- ・ 悪質な事案を中心に徹底した捜査を実施。
- ・ 炭疽菌等が疑われる宅配便等の貨物について各事業者には注意喚起。
- ・ 不審物発見時の措置について交通事業者等に対して周知。
- ・ 全国にX線検査装置87台を配備。
- ・ 住民・医療機関・保健所それぞれの具体的な対処方法、専門的対応が可能な医療機関の情報、地方衛生研究所での炭疽菌の検査方法や検疫所における検査の支援、炭疽菌の消毒・除染方法を周知。
- ・ 地方衛生研究所職員を対象とした炭疽菌の検査法に関する講習会を実施。

国内法整備の推進

- ・ N B C テロ対策のための国際的な取組みに対応し、化学剤や生物剤の散布自体の犯罪化及びかかる犯罪行為の防止のための各国間の協力措置につき定める爆弾テロ防止条約を受諾（平成13年12月16日に関連国内法とともに発効）。
- ・ 生物テロに使用されるおそれのある病原体等に関する適正な管理体制の確立等を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律を改正（警察においても、同法に基づき、病原体等の盗取その他の侵害からの防護を図るため、都道府県公安委員会による運搬に係る必要な指示や警察庁長官による厚生労働大臣への意見陳述等を実施する見込み）。

生物剤・化学剤の管理とテロ防止のための警戒・警備の強化

生物剤・化学剤の保管管理の徹底

- ・ 化学兵器禁止法に規定された化学剤の適切な管理を全許可使用者・製造者等に指示。許可使用者・製造者への立入検査を強化。
- ・ 生物・化学剤の保管管理体制の強化を付属機関、所管業界等に指示。
- ・ 生物・化学剤の適正管理の徹底を警察から事業者等に要請。
- ・ 生物剤の保有施設の警備強化。

小型航空機等の警戒の強化等

- ・ 小型航空機等の飛行計画受理時に不審者の有無等をチェック。
- ・ 他人を搭乗させる際、接触検査等により、危険物の持ち込み防止を徹底。
- ・ 小型航空機、ヘリコプター、農薬の空中散布装置等の管理の徹底。
- ・ 農林水産業に利用する無人ヘリコプターの機体、散布装置等の管理の徹底。
- ・ 小型航空機の所在する空港等の警備強化及び空港管理者・所有者等への適正管理の徹底を要請。
- ・ 航空機（ヘリコプター、無人機を含む）の製造・販売に際しての保管・管理、販売先の身元確認等の徹底。

水道施設等の警備・管理の徹底

- ・ 水源施設、浄水場、配水池等の水道施設に対する警備の強化、来訪者等の管理の徹底、緊急時の指揮命令系統と連絡体制の確立。
- ・ ダム等の河川管理施設の管理体制の強化。貯水池等水源水域における毒物感知システムの導入。

食品への混入防止対策の徹底等

- ・ 流通過程や店頭における病因物質混入への対策の徹底。通常の食中毒とは明らかに異なる事件が発生した場合の迅速対処を指示。

対処能力の強化

NBCテロへの対処能力の強化

- ・ 警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の関係機関において、対処部隊の増強、検知機材・事件対応防護機材の増強等を行い、NBCテロへの対処能力をさらに強化。
- ・ 警察においては、警察署を交えた実戦的訓練や、警察大学校等での教養を強力に推進。消防においても、「生物化学テロ災害時における消防活動マニュアル」等の作成や消防大学校等における教育訓練により活動能力を強化。自衛隊の部隊等、海上保安庁においても、所要の訓練を随時実施。

警察のNBCテロ対応専門部隊等の強化

- ・ 9都道府県警察（北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島、福岡）に高度な装備資機材と対処能力を持つNBCテロ対応専門部隊を設置。
- ・ NBCテロ対応専門部隊の未設置府県警察に、現場における初動対処の中核となるNBCテロ対策班を設置。
- ・ 初動対処に必要なとなる装備資機材の警察署レベルへの整備の拡充。

緊急消防援助隊の活動能力の充実強化等

- ・ 消防組織法を改正し、毒性物質発散等の特殊な災害発生時における緊急消防援助隊出動について、消防庁長官の指示権を創設し、出動体制を強化。
- ・ 緊急消防援助隊全国訓練や地域ブロック合同訓練において、NBC災害を想

定した訓練を積極的に推進。

- ・ NBC災害に対応する毒物劇物対応部隊等に関する装備等の基準を示し、その活動体制を強化。
- ・ 緊急消防援助隊登録部隊数を平成20年度までに4,000隊とするよう増強整備を推進（平成18年4月現在3,397隊登録、うち毒劇物等対応隊は138隊登録）
- ・ NBC災害対応能力の高い特別高度救助隊等を創設。

自衛隊の化学防護部隊の24時間待機態勢の維持

- ・ 化学防護部隊が1時間を基準に初動措置のための出動ができる態勢を維持。

自衛隊の生物剤に対する医学的知識や対応能力の向上

- ・ 自衛隊医官を対象とした生物剤・感染症に関する必要な知識の普及や研修、訓練等の実施及び天然痘ワクチンの備蓄。

海上保安庁による即応体制の確保

- ・ 公衆衛生当局との連絡体制の確立。炭疽菌等に対する対応要領の策定、徹底。

関係機関による合同訓練の実施等

- ・ 警察、消防、自衛隊、海上保安庁、医療機関等の関係機関において、平素から情報交換等を行うなど緊密な連携に努めるとともに、「NBCテロ対処現地関係機関連携モデル」を踏まえた合同訓練を継続的に実施。

国民に対する正確で時宜を得た情報の提供

ホームページによる情報提供

- ・ 官邸、厚生労働省その他の関係省庁のホームページにおいて、政府の施策、炭疽・天然痘等についての基礎知識、不審な郵便物が届けられた場合の対処の仕方、炭疽に関して専門的対応が可能な医療機関等の情報を提供。

郵便局を通じた情報提供

- ・ 各郵便局に、ポスターを掲載し、また、チラシを配布するなどして、郵便物の取扱いその他の情報を直接国民に対して提供。

在外邦人に対する情報提供・注意喚起

- ・ 全在外公館に対し、生物化学テロの態様等に関する情報提供、現地医療機関等の連絡先の確認、在外邦人との緊急連絡・通報体制の再確認を指示。

政府広報による情報提供

- ・ 上記に加え、政府広報誌、テレビ番組等各種の政府広報媒体を活用して、生物化学テロ対策について正確でわかりやすい広報を適宜実施。

その他

厚生科学審議会に健康危機管理部会を設置

- ・ テロも含む国民の生命、安全を脅かす事態である健康危機の発生時に、緊急の対応について知見を得ることを目的として、感染症、食品、水、医薬品等の専門家により構成される健康危機管理部会を設置。

NBCテロ対処に関する内閣危機管理監アドバイザーの指名

- ・ 内閣官房が行うテロ対策に関する諸企画について、必要に応じて、助言、指導等を受けるため、化学剤、生物剤等に関して高度な知見を有する専門家を内閣危機管理監に対するアドバイザーとして指名。